



高松市消防局告示第2号

高松市火災予防条例（昭和37年高松市条例第11号）第42条の2第1項の規定により、次の催しを指定催しとして指定したので、同条例第42条の2第3項の規定により告示します。

令和8年4月30日

高松市消防局長 多田 武玄

- 1 催しの開催場所
春日川左岸の河原（新春日川橋から春日川橋まで）
- 2 催しの開催期間
令和8年5月18日
- 3 催しの名称
春日川春市立
- 4 主催
香川県街商協同組合